

# 県ホームページの公表に伴う診療報酬上の評価拡充（概要）

感染症・がん疾病対策課

診療・検査外来に関する県ホームページ上での公表に伴う診療報酬上の特例・拡充等の概要をまとめたものです。

## ○ 診療報酬上の臨時的対応

### ◇ 外来診療における特例

（令和5年3月1日～令和5年3月31日）

**300点→447点**

（療養上の管理加算147点の算定可能）

○自治体のホームページで公表されている診療・検査外来に限る。

○診療・検査対応時間内に、新型コロナ疑い患者に対し、必要な感染防止対策を講じた上で外来診療を実施した場合であり、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合に、当該加算（147点）の算定が可能（R5.3.31まで）

令和5年3月1日以降は、以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日（月曜日）から算定が可能

- ①令和4年10月13日以降に、新たに診療・検査外来として指定され、その旨が公表されている場合
- ②令和5年2月28日以前から診療・検査外来として指定・公表されており、同年3月1日以降、診療・検査対応時間が令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、1週間当たり30分以上拡充している場合
- ③令和5年2月28日以前から診療・検査外来として指定・公表されており、同年3月1日以降、新たに診療対象を過去に通院歴がない患者にも拡充している場合
- ④令和5年2月28日以前から診療・検査外来として指定・公表されており、同年3月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上（※）確保している場合

（※）午前・午後の半日を1枠として1週間分を合計

○公表しない場合でも、院内トリアージ実施料300点は算定可能

## ◇ 電話等による診療等の特例

（令和4年5月1日～令和5年3月31日）

**250点→397点**

（療養上の管理加算147点の算定可能）

○自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して初診・再診を行った場合、1日につき、二類感染症患者入院診療加算250点の算定が可能。

○従前の算定要件を満たしていること（※）に加え、電話等を用いて新型コロナに係る診療が可能である旨を自院や県ホームページ等で公表し、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有することが必要。以下のいずれかに該当する場合、初回の電話等診療に限り、147点の算定が可能（R5.3.31まで）。

- ①令和4年11月1日以降12月31日までに、新たに電話等を用いた新型コロナの診療を開始した場合
- ②令和4年10月31日以前から電話等を用いた新型コロナの診療を行っていて、1週間に8枠以上、かつ当該医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上当該診療が可能な体制を有している場合

（※）自宅・宿泊療養を行っている者で、かつ、重症化リスクの高い者に対して、医師が電話等を用いて新型コロナの診療を行ったこと